

インドネシア領海内での違法錨泊に対する船舶の拘留

こちらは、英文記事「[Vessel detentions for illegal anchoring in Indonesian waters](#)」（2021年9月14日付）の和訳です。



インドネシア当局は長年にわたり、必要な当局の許可を得ずに同国領海内に錨泊する船舶を拘留しています。最近の事例によると、ビンタン島その他のリアウ諸島沖に錨泊する船舶が重点的に対象となることが多くなっているようです。

Gardの現地コレスポンデントである [Spica](#) によると、インドネシアは長年にわたって同国領海における違法錨泊、すなわち当局の事前の許可を取得せず、適用料金を支払わずに行う錨泊に対する抗議を行っています。船舶が拘留され、船舶や船員が刑事告訴される可能性があります。本アラートの内容を、同地域に向けて航行する船舶の船長に周知することをお勧めします。

インドネシア領海

インドネシア領海とその指定錨地の境界が、商船が一般的に使用している航海用海図に記載されていない場合もあります。これが、国際水域に錨泊しているものと船員が誤認する原因になっています。

現地の水路海洋学センターPushidrosalの[ウェブサイト](#)には、インドネシア諸島の[基線](#)に関する詳細な情報が記載されています。この情報はあくまでもガイダンス目的のもので、指定錨地が領海外の海域にある場合があります（例えば、Decree Number KM 30 year 2021 で言及されている Tanjung Berakit 沖北部の投錨地）。

船舶の解放における問題

拘留／拘束されている船舶と船長を解放する手続きには長期間を要し、数週間から数カ月かかる場合があります。BUDD インドネシアからの情報では、最近では船舶に対する刑事訴訟手続きの開始から地方裁判所の判決が下されるまでに 8 カ月かかったケースがあったとのことでした。

この手続きの流れは次のようになります。船舶の拘留後、通常はインドネシア海軍による調査後に起訴の段階へと進み、地方裁判所の判決が下されます。解放手続きの長期化につながる固有の要素があるかどうかは、訴訟によって異なります。さまざまな要素（多くの当局の関与、拘留関連の手続きの不明瞭さ、地方裁判所が訴訟を迅速に処理しないなど）が組み合わさる場合もあります。

推奨事項

- 錨泊する前に、現地代理店を介して、当該地域への錨泊について地域当局の許可を求めることが重要です。このことは、インドネシアへの寄港を予定しているか、指示待ちのアイドリリング状態であるか、他の業務（船員交代、STS、修理等）の実施中であるかに関係なく、重要です。
- 現地代理店から指定投錨地に関する情報を入手し、海図に記載されていなければ印を付けておきましょう。現地の海図を入手するのも有効です。
- 船舶の AIS は常にオンにしておいてください。これに関する詳しいガイダンスについては Gard の過去のアラート「[インドネシア領海で AIS 搭載を義務化](#)」も参照してください。

本アラートは、Gard コレスポンデントの SPICA および BUDD インドネシアからの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。